○内閣府告示第二百七十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第五百九十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県

二　地域再生計画の名称　明舞団地再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　神戸市の区域の一部（垂水区狩口台地区、南多聞台地区及び神陵台地区）及び明石市の区域の一部（松が丘地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（三の五⑤）及び市民活動団体等支援総合事業（三の六）

○内閣府告示第二百七十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第五百二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県、洲本市及び南あわじ市

二　地域再生計画の名称　「食」による南淡路地域活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　南あわじ市の全域及び洲本市の区域の一部（旧洲本市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）及び日本政策投資銀行の低利融資等（三の六）

○内閣府告示第二百七十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第百七十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県及び養父市

二　地域再生計画の名称　まるごと自然～但馬中央の郷計画

三　地域再生計画の区域の範囲　養父市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百七十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第六十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　島根県及び出雲市

二　地域再生計画の名称　歴史・文化資源と自然資源を活用した観光回廊づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　出雲市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百八十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第三百四十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　江津市

二　地域再生計画の名称　美しい海・川・山の再生と江津の郷づくり

三　地域再生計画の区域の範囲　江津市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百八十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第六十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県及び笠岡市

二　地域再生計画の名称　活力ある元気なかさおか港づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　笠岡市の区域の一部（笠岡港、北木島港、横江漁港及び金風呂漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百八十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第千百七十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　総社市

二　地域再生計画の名称　総社市「水とみどりあふれる快適なまちづくり」計画

三　地域再生計画の区域の範囲　総社市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百八十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第六十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　笠岡市

二　地域再生計画の名称　「べいふぁーむ笠岡活性化計画」

三　地域再生計画の区域の範囲　笠岡市の区域の一部（笠岡湾干拓地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（三の六）、地域バイオマス利活用交付金（三の六）、強い農業づくり交付金（三の六）及び新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業（三の六）

○内閣府告示第二百八十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第四百六十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県久米郡美咲町

二　地域再生計画の名称　吉井川・旭川の源流の美しさを保つ清流再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岡山県久米郡美咲町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）